

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3043号)

令和5年12月21日

横情審答申第 3043 号
令和 5 年 12 月 21 日

横浜市交通事業管理者 三 村 庄 一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年7月7日交自営第272号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「東急東横線「大倉山駅前」バス停留所の道路占用許可書」の開示決定に
対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「東急東横線「大倉山駅前」バス停留所の道路占用許可書」を特定し、開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「東急東横線「大倉山駅前」バス停の使用許可にかかる各関係団体との合意事項の書類について 道路交通法他関係法規によるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が「東急東横線「大倉山駅前」バス停留所の道路占用許可書」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して令和3年5月28日付で行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求の開示請求書の記載から、実施機関が東急東横線「大倉山駅前」のバス停留所（以下「本件バス停留所」という。）を設置する際における各関係団体との合意事項の文書を求めていると解して、本件審査請求文書を特定した。
- (2) 審査請求人は、「実施機関は対象文書を国との関係事項に留め、他の交通機関との合意事項を対象外とした。」旨主張するが、本件開示請求に係る対象行政文書（以下「本件対象行政文書」という。）の特定に当たっては、当該合意事項に関する文書も対象として現に保有する行政文書を探索した結果、本件審査請求文書を特定した。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、本件対象行政文書を国との関係事項に留め、他の交通機関との合意事項を対象外とした。したがって、当該合意事項を含めて改めて開示、非開示の判

断をすべきである。

- (3) 審査請求人が都筑区総務部区政推進課に開示請求を行う際に、実施機関は、1時間半以上、閉庁時間間際まで本件対象行政文書を特定できなかったため、審査請求人がしびれを切らし開示請求書を記入した。

実施機関は、その過程で、本件対象行政文書の範囲を狭く解釈し、本件処分に至ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) バス停留所の設置に係る事務について

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項では、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」と規定している。

なお、同法第32条第5項の規定により、道路管理者は、同条第1項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととなっている。

また、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条第2号の規定により、工作物等の占用の許可期間は5年以内となっているため、占用の期間の満了後も引き続き道路を使用しようとする場合は、許可の更新手続を行う。

イ 横浜市において、バス停留所の設置に係る道路の占用許可を受け、又はその更新をするに当たっては、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号）に基づき、申請書を土木事務所に提出し、道路占用許可書の交付を受けることとなっている。

ウ 道路交通法第77条第1項第2号は、「道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者」は、当該行為に係る場所を管轄す

る警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないと規定し、当該許可を受けようとする者は、同法第78条第1項の規定により内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出し、所轄警察署長は、当該許可をしたときは、同条第3項の規定により許可証を交付することとなっている。

所轄警察署長が道路交通法第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、道路交通法第79条の規定により、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならないこととなっている。

なお、道路交通法附則第11条の規定により、同法の施行の際、道路交通取締法（昭和22年法律第130号）の規定により警察署長がした許可その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ道路交通法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、同法の相当規定による許可証とみなされている。

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条は、一般旅客自動車運送事業（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないと規定し、当該許可に係る申請書の添付書類のうち、路線の新設を含む事業計画を変更しようとするときは、同法第15条第1項の規定により、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっている。

(3) 本件審査請求文書について

本件開示請求に係る開示請求書の記載から、審査請求人は、本件バス停留所の使用に係る道路交通法ほか法令に基づく許可を受けたことを示す文書及び当該許可に係る各関係団体との合意事項が記載された文書を求めているものと解される。

(4) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 本件審査請求文書の特定について、審査請求人は「実施機関は対象文書を国との関係事項に留め、他の交通機関との合意事項を対象外とした」旨主張し、これに対し、実施機関は当該合意事項に関する文書も対象として現に保有する行政文書を探索した結果、本件審査請求文書を特定したと説明しているため、当審査会で、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件バス停留所を経由する市営バス路線（以下「41系統」という。）は、昭

和28年8月1日から運行を開始している。

(イ) 一般に、バス停留所の設置に当たっては、道路管理者及び警察署長の許可を受け、地権者、地元関係者及び関係する民間バス事業者との協議を行っている。そのうち、法令に基づくものは、道路管理者及び警察署長の許可である。

(ウ) バス停留所は、道路法第32条第1項第7号の政令で定める工作物等（道路法施行令第7条第1号に掲げる「看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ」）に該当し、本件バス停留所の設置場所に係る道路管理者の許可は、41系統の運行に当たり、道路占用の許可を受けて以降、5年ごとに許可の更新手続を行っている。

本件開示請求に対しては、本件開示請求時点で保有していた本件バス停留所の設置場所に係る平成29年4月1日から平成34年3月31日（令和4年3月31日）までの道路占用許可書を特定した。

なお、バス停留所の設置場所に係る道路占用許可書は、横浜市交通局行政文書管理規程（平成12年3月交通局規程第2号）第10条第4項に基づく行政文書分類表（課等別）では、「停留所関係書類」に分類され、保存期間は5年となっている。平成29年3月31日以前の期間における本件バス停留所の設置場所に係る道路占用許可書は、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していない。

(エ) 道路上にバス停留所を設置する行為は、道路交通法第77条第1項第2号に掲げる所轄警察署長の許可が必要な行為に該当する。

本件バス停留所の設置行為に係る警察署長の許可は、41系統の運行に当たり、所轄警察署長の許可を受けている。当該許可は、道路法による道路占用の許可（更新を含む。）が継続する限り、有効である。

本件開示請求を受けて、実施機関が現に保有する行政文書を探索したが、当該許可に係る警察署長からの許可証は見つからなかった。

(オ) 本件バス停留所の設置に当たっても、一般にバス停留所を設置する際に行う地権者、地元関係者及び関係する民間バス事業者との協議を行っているが、当該協議は、法令に基づくものではない。法令に基づく道路管理者及び警察署長の許可における協議も、現場立会のもと口頭で行うため、実施機関では、当該協議に関して書面を作成し、及び受領していない。

(カ) 市営バス事業は、一般旅客自動車運送事業に該当し、41系統の設置に関する

事業計画の変更については、運行開始前に国土交通大臣（平成13年1月5日以前にあっては運輸大臣。以下同じ。）の認可を受けている。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件開示請求に係る開示請求書には、「東急東横線「大倉山駅前」バス停の使用許可にかかる各関係団体との合意事項の書類について 道路交通法他関係法規によるもの」と記載されていることから、本件対象行政文書は、本件バス停留所の設置に関する土地の使用権原に係る許可に限らず、道路上へのバス停留所の設置行為に係る法令に基づく許可を受けたことを示す文書及びこれらの許可に関する各関係団体との合意事項が記載された文書であると解するのが自然である。

(イ) なお、41系統の設置に係る道路運送法による国土交通大臣の認可に関する文書は、バス路線の設置に関する文書であり、バス停留所の設置に関する文書である本件対象行政文書には該当しない。

(ウ) また、実施機関が前記ア(ウ)で説明するとおり、本件バス停留所を設置する際の地権者、地元関係者及び民間バス事業者との協議は法令に基づくものではないことから、当該協議に関する文書は、「関係法規によるもの」である本件対象行政文書には該当しない。

(エ) 実施機関は、本件バス停留所の設置に関する法令による許可として、土地の使用権原に係る道路法による道路の占用許可のほか、道路上にバス停留所を設置する行為に係る道路交通法による警察署長の許可を受けていると説明しているが、本件開示請求に対して、道路法による道路占用許可に関する文書として本件審査請求文書を特定し、道路交通法による警察署長の許可に関する文書は特定していない。

当該文書が存在すれば、本件対象行政文書として特定すべきところであるが、実施機関は、当該文書は見つからなかったと説明している。

許可を受けてから長い期間が経過しているとはいえ、現に効力を有する許可を証する文書が存在しないことは遺憾であるが、実施機関が当該許可証の不存在を前提に本件処分を行ったことは、是認せざるを得ない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 7 月 7 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 8 月 12 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 9 月 1 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 9 月 21 日 (第297回第三部会)	・審議
令和 5 年 10 月 19 日 (第298回第三部会)	・審議
令和 5 年 11 月 27 日 (第299回第三部会)	・審議